三　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
四　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
五　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金
六　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
七　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
八　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金
九　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第五十六条の八十九の四において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

第五十六条の八十九の四第五号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第七号中「障害厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十一号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十二号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十四号中「遺族厚生年金」の下に「（政府が支給するものに限る。）」を加え、同条第十七号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第十八号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第四十八号とし、同条第三十七号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第五十六条の八十九の四第六号を同条第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第三十五号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第五十六条の八十九の四第三十四号を同条第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一　厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第三十三号を同条第三十九号とし、同条第三十二号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十一号を同条第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七　厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第三十号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十九号を同条第三十三号とし、同条第二十八号を同条第三十二号とし、同条第二十三号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金

第五十六条の八十九の四第二十一号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）

第五十六条の八十九の四第二十号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第五十六条の八十九の四第十九号の次に次の一号を加える。

二十　厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第二号に定める者に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）

（船員保険法施行令の一部改正）

第十三条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第五条第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第五条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第五条第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第五条第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十一条第一項第一号中「国家公務員共済組合法」の下に「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を、「地方公務員等共済組合法」の下に「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を加え、同項第三号中「私立学校教職員共済法」の下に「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を加える。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第十四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五号中「国家公務員共済組合法（以下この号において「国共済法」という。）の規定による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。イ及び第十号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。イ及びロにおいて同じ。）のうち」に改め、同号イ中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二